

大東市立灰塚小学校『いじめ防止基本方針』

【1】 いじめ問題への対応方針

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害事象であり、児童が健全な人間関係を築くための人との信頼関係を阻害するばかりでなく、自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。また、いじめは加害と被害の立場が固定的とは限らず、立場が入れ替わったり、加害・被害の二者関係だけでなく、その周縁にいて傍観者・観衆としていじめを黙認したり助長したりする存在になりうることもある。このようないじめに対し、本校では「いじめは、どの子にも起こりうるものである」という基本認識を持ち、その対応にあたることとする。

本校のいじめ問題への対応は、未然防止から事象の対応に至るまで、全教職員が「いじめは絶対許されない行為である」という認識のもと、児童一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観・指導観をもって行うものとする。また、日頃より集団や児童の変化に敏感であるとともに、悉皆の調査により実態把握を行い、早期発見に努める。いじめが疑われる場合や発生した際は、学校組織として対応に取り組み、児童の心情に配慮し丁寧かつ早期の対応を図る。

日頃より児童や集団を観察するだけでなく、組織的に児童の情報交換をできる場を設け、気になる動向は教職員全体で共有できるシステムを構築し、また、集団そのものの意識を高めるためにも、集団づくりを意図的に行うこととする。これらを持って、本校のいじめ防止等に関する基本的な考え方とする。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

①名称

- A：校内支援委員会
- B：校内支援会議
- C：生活指導部会

②構成員

- A：管理職・いじめ対応担当教員・特別支援 Co1. Co2. Co3
- B：管理職・いじめ対応担当教員・特別支援 Co1. Co2. Co3・各学年1
- C：いじめ対応担当教員・各学年生活指導担当教員・特別支援 Co2

③役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し
事象へのアセスメント（校内支援委員会）
- ・いじめの対応（校内支援会議）
- ・いじめの未然防止のための取り組み、情報収集（校内支援会議・生活指導部会）
- ・いじめに係る校内研修会の企画、運営（生活指導部会）

(3) 年間計画

| | 各学年 | 学校全体 |
|-------------|--|--|
| 1 学 期 | <ul style="list-style-type: none"> ・多面的な児童観察と把握 ・いじめ相談窓口周知 ・チラシ「いじめチェックシート」配付 ・家庭訪問（家庭での様子の把握） ・アンケートの実施（クラスづくりアンケート） | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回校内支援会議（年度当初の気になる子の把握） ・第1回校内支援委員会（支援対象児童の絞り込み・年間計画確認） ・「授業の約束5カ条」「集団づくり5項目」の共有と実践 ・校内研修会（学校いじめ基本方針の確認・支援対象児童の共有・わかる授業の構築） ・市第1回いじめ対応担当教員連絡会への参加 ・各月定例会議（校内支援委員会・校内支援会議） |
| 2 学 期 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施（学校あんしん生活アンケート） ・学期末懇談 | <ul style="list-style-type: none"> ・各月定例会議（校内支援委員会・校内支援会議） ・校内研修（わかる授業の構築） ・市第2回いじめ対応担当教員連絡会への参加 |
| 3 学 期 | <ul style="list-style-type: none"> ・学期末懇談 ・次学年への引継資料の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・各月定例会議（校内支援委員会・校内支援会議） ・市第3回いじめ対応担当教員連絡会への参加 ・校内研修（わかる授業の構築） ・「授業の約束5カ条」「集団づくり5項目」達成状況確認 ・基本方針等の見直し |

【2】いじめの防止等の取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

いじめが、どの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うために、以下のような取り組みを行う。

- ① 「わかる授業・参加意識の高まる授業」をめざし、授業における自己有用感や満足感を高め、学習に対する主体的な参加のできる活動の研究を行う。これにより、教室を自他ともに成長できる学習の場とし、お互いの考えや意見を尊重しあう学習集団を育てていく。
- ② 教室に学習に対する構えや授業規律があり、どの児童も安心して学習に参加し活動できる場とするため、全校で「授業の約束5カ条」に取り組む。
- ③ 学校生活を共にする集団の一員としての自覚や自信、互いを認め合える人間関係や学校風土を形成していくため、全校で「集団づくり5項目」に取り組む。

(2) 早期発見のための取り組み

いじめ問題は、対応の遅れにより事象が重篤化・深刻化することから、早期発見・早期対応が重要である。教職員は、日々子どもたちに接していく中で、児童の些細な変化や言動に敏感であるよう常に意識を高くし、いじめが疑われる場合は早い段階から適切な対応が取れるようにしなければならない。また、児童の実態調査を観察だけでなく悉皆調査により、見落とすことなく把握していくこととする。

- ① いじめに関する悉皆のアンケートを年2回実施する。アンケート結果により更に詳細な実態把握が必要な場合は、再アンケートや個人に聞き取りを行い対応に遅れが生じないように配慮していく。
- ② いじめに関する相談窓口を設置し、児童・保護者に周知する。
- ③ いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案に対する対応について全教職員が共通理解を図るとともに、児童理解・生活指導・学級経営・授業力等について、個々の資質を向上させるために、教職員研修の充実を図る。
- ④ 毎月の職員会議において、児童の状況について校内支援委員会より報告を行い、教職員で共有する場を設ける。

(3) いじめ事案への対処の方法

いじめ事案への対処の方法は、全教職員の共通理解の下、以下のように実施する。

- ① いじめが疑われる事案を発見・確認した場合は、校内支援会議を中心に組織的な対応を行い、事案の事実確認と適切な指導を進める。事案の解決

を図るに当たっては、市教育委員会との連携の下、臨床心理士・スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用も視野に入れて早期解決を図る。

- ② 被害児童およびその保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。児童の立場に立って丁寧に対応することから、担任のみならず、学年・特別支援会議・スクールカウンセラー等を利用し、被害児童の保護者との連携を密に事案解決を図る。
- ③ 加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかに止め、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害児童の保護者に協力を求めながら、自ら行いたいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- ④ いじめが生じた集団に対して、被害児童と保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためにプロバイダーに対して働きかける等により削除する措置を講ずる。
- ⑥ いじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所管の警察と連携することも視野に入れて対応する。特に、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事案への対応

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の助言のもと、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童およびその保護者に適切に説明する。

【3】方針等の見直し

校内支援会議、及び校内支援員会において、本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ本方針の見直しを図る。